

第3章 飯田市役所の環境配慮の状況

1 飯田市役所 ISO14001 相互内部監査の結果

飯田市役所では、環境負荷を低減するため ISO14001 自己適合宣言による環境マネジメントシステムを運用しています。当該マネジメントシステムにより、年に1回、市役所外部の監査員が自由に参加できる方法による内部監査を行い、実施状況について点検・評価しています。

ここでは、その結果についてまとめたものを掲載します。環境マネジメントシステムに関する詳細は、飯田市ウェブサイト内の「環境政策情報」で公表しています。

1. 内部監査の概要

(1) 監査目的 (4.5.5 章1)

- ①飯田市役所の環境マネジメントシステムが適切に運用されているか
 - ②前回の内部監査で指摘された改善の機会に対して是正処置又は予防処置がとられているか
 - ③飯田市役所の環境マネジメントシステムが適用規格の要求事項を満たしているか
- 以上3点について確認する。

(2) 実施期間 平成25年7月18日(木)～8月22日(木)

(3) 監査対象

- ①適用範囲内の全ての部課等 (73部課等及び環境管理責任者・事務局)
- ②取り組みレベル2の施設(直営施設、指定管理施設及び委託施設の中から下記の4施設を抽出し、現地監査を実施)
 - ※特養飯田荘、鼎デイサービスセンター、飯田市斎苑、ロジック下栗
 - ※上記以外の施設については、各課の監査の中で実施。
 - ・レベル1サイト…正規職員配置部署で、環境マニュアル全適用で取り組む。
 - ・レベル2サイト…順守評価する施設関連法令等がある施設で、環境影響評価、法令等の特定、法令等の順守評価、エネルギー使用量報告に取り組む。
 - ・レベル3サイト…順守評価する施設関連法令等がない施設で、環境影響評価とエネルギー使用量報告に取り組む。
 - ・適用サイト外 …学校いむす等他のEMSを運用している施設、派遣先施設、自治会等が管理する集会施設等はサイト外とする。

(4) 監査基準

- ①環境マネジメントシステム規格 JIS Q 14001:2004(ISO 14001:2004)
- ②飯田市役所環境マニュアル第25版及びその他の環境マネジメントシステム文書

(5) 監査チームの概要

- ①監査体制 9チーム(内部監査員62人)
- ②監査員の任命
内部監査員教育(6/19,20実施)の受講者で、内部監査を行う力量を持った職員を任命
- ③相互内部監査員
延べ51人(オブザーバ参加者含む)が相互内部監査員として参加(前年度74人)
※EMS審査員11人、自治体2人、市民監査員(ISO研究会)35人、その他3人

2. 内部監査の結果

(1) 賞賛事項、是正処置を要する改善の機会、被監査課に対する改善の提案及びシステム提案の件数

- ①賞賛事項 118件(前年度168件)
- ②是正処置を要する改善の機会 35件(前年度98件)

③被監査課に対する改善の提案 22件（前年度 60件）

④システム提案 62件（前年度 68件）

(2)賞賛事項、是正処置を要する改善の機会、被監査課に対する改善の提案及びシステム提案の内訳

	適用範囲	環境方針	環境側面	法的及びその他の要求事項	目的・目標及び実施計画	資源、役割、責任及び権限	力量、教育訓練及び自覚	コミュニケーション	文書類	文書管理	運用管理	緊急事態への準備及び対応	監視及び測定	順守評価	改善の機会並びに是正処置及び予防処置	記録の管理	内部監査	マネジメントレビュー	パフォーマンス	創意工夫のある取組み	その他	合計
賞賛事項	0	0	19	0	19	2	15	5	0	0	10	4	3	2	0	0	1	0	25	3	10	118
是正処置を要する改善の機会	1	0	14	6	2	0	1	0	0	0	2	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	35
被監査課に対する改善の提案	1	0	8	1	8	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	22
システム提案	10	1	11	6	3	4	8	2	0	0	0	2	2	5	0	0	5	0	0	0	3	62

(3)是正処置を要する改善の機会の主な内容

項目	主な内容	件数
適用範囲	組織図の漏れ	1
環境方針	—	0
環境側面	緊急時の影響評価漏れ、環境側面の特定漏れ	14
法的及びその他の要求事項	家電リサイクル法の対象となる家電の特定漏れ	6
目的・目標及び実施計画	年間計画書への日常管理項目の記載漏れ	2
資源、役割、責任及び権限	—	0
力量、教育訓練及び自覚	教育訓練の実施主体がマニュアルと不整合	1
コミュニケーション	—	0
文書類	—	0
文書管理	—	0
運用管理	管理手順書への記載漏れ	2
緊急事態への準備及び対応	緊急事態試行記録の未作成	5
監視及び測定	測定機器の特定漏れ	2
順守評価	順守評価記録書の作成漏れ	2
改善の機会並びに是正処置及び予防処置	—	0

記録の管理	—	0
内部監査	—	0
マネジメントレビュー	—	0
その他	—	0
合 計		35

(4) 重点監査事項の監査結果について

① 市民と協働した持続可能な地域づくりの推進に資する取り組みについて

- ・自治振興センターや公民館を中心とした、地域住民が参画する環境美化活動や環境学習の実施や、りんごんのカーボンオフセットなど従来の取り組みに加え、地域住民、大学研究者、関係機関等と協働しながら信号機のある交差点をラウンドアバウト化して交差点改良を行うなど、環境文化都市にふさわしい先駆的な取り組みが確認できた。
- ・グリーンカーテンに取り組んでいる職場は増えているが、地域住民との間で種や苗の提供を受けるなど話題を共有しコミュニケーションを図る良い機会としている。

② 各課等において、業務の能率向上及び改善につながる取り組みや、環境負荷軽減のために工夫している取り組みについて

- ・課会資料のペーパーレス化やガソリンやコピー用紙の使用量をグラフ化して職員に周知するなど、
様々な環境負荷低減のための取組事例が見られた。
- ・各課の事務事業の遂行の中で事業者、各種団体等と連携し、環境に配慮した取り組みを工夫して取り組んでいる。また、管理事務中心で大きな環境影響を伴う事務が少ないと思われる業務の中で、会計事務担当者会議において示された「エコな会計事務による環境負荷の低減」指針は、本来業務と結びついて、飯田市役所全体に波及できる有益な取り組みとして確認できた。

③ すべての事務事業の中から、適切に環境側面の特定がなされているかどうかについて

- ・今年度は昨年度に引き続き各課の事務事業から環境側面を捉えることを重点監査事項に掲げたが、昨年度に比べると事務事業全般から環境側面の抽出ができており、特定漏れの指摘が減少した。
- ・一方で、昨年度からすべての事務事業のなかから環境側面を特定することになったため、「環境影響」の捉え方が広くなりすぎている。環境影響を人への影響など広範囲に捉えるのではなく、従前の狭義の「環境」に絞るべきではないかとの指摘が見られた。

④ 24年度から新たに拡大されたレベル2・3サイトにおける、環境側面、法的要求事項の特定内容及び順守評価項目について

- ・法的要求事項の拾い漏れがあったため、レベル2サイトとして適用範囲から漏れている施設があり、サイトとして新たに追加すべき施設があった。また、レベル2・3サイトを監査する中で、サイト区分の変更やサイトからの除外の要望が出された。
- ・昨年度は法的要求事項の拾い漏れや、順守評価記録書の未作成が多数散見されたが、昨年度実

施した監査の指摘により、今年度は大幅に改善された。ただし、細かな漏れや記録書等の不備がみられるので、引き続き確認していく必要がある。

- ・レベル2サイトの取組みレベルとして、環境影響評価により緊急事態を特定した場合は、指定管理者に緊急事態試行訓練の実施を依頼し、その内容を確認、評価すべきとの指摘があった。

(5) システム全般及び今後の方向性について

- ・トップインタビューを受けて重点監査事項を決定しているため、重点監査事項の公表時期が遅くなっている。年間計画書を作成する前に重点監査事項を示せるよう検討する。
- ・松尾浄化管理センターや最終処分場のような環境負荷の大きいサイトについては、内部監査員に加えて、専門的な知見を持った外部の市民監査員に優先的に入ってもらい、現地監査を行なうことが必要である。
- ・法令等の特定及び順守評価を要する「レベル2」のサイトについては、環境負荷の大きいサイトを中心に継続的に現地監査を実施していく。
- ・課によって事務事業の数に差があるため、すべての事務事業に影響評価することは困難であるとの指摘があった。環境影響評価をする事務事業をどのように抽出するかを検討する必要がある。
- ・環境 ISO については、外部審査を経て自己適合宣言し、環境改善活動を行ってきている。全国に先駆けて「地域環境権」の条例を制定し、市民と協働した取り組みとして実践に向けるなど、飯田市モデルとして環境改善の取り組みを行っており、ISO 規格を基本にしながら、新たな取り組み段階について検討を進める必要がある。

2 飯田市役所環境方針

飯田市役所は、ISO14001 自己適合宣言による環境マネジメントシステムに基づいて環境方針を定め、環境施策の推進を図ります。

この方針は、飯田市環境基本条例9条に基づき、環境マネジメントシステムを実施する全ての施策へと適用されます。

飯田市役所 環境方針

1 基本理念

私たちは、『環境モデル都市』として、低炭素社会を創造し、すべての営みが豊かな自然と調和し、環境が文化として定着した『環境文化都市』を実現させます。

そのため、「明日の環境首都^{あした}」として、「環境」をすべての政策の基本に置き、多様な主体との協働を進めながら、第5次基本構想に掲げる『文化経済自立都市』の実現を目指し、リニア時代を見据えた21世紀型戦略的地域づくりを進めます。

2 基本方針

- (1) 市役所のすべての業務において、環境マネジメントシステムによるPDCAサイクル(計画、実施、点検、見直し)を繰り返しながら、継続的改善を進め、市民の目線に立った良質なサービスを提供します。
 - ①「ムトス」という自主自立の精神で、ISO 14001「自己適合宣言」による環境マネジメントシステムの運用を行います。
 - ②環境に関する法令等を順守しながら、汚染の予防に努め、環境改善・環境負荷低減のために創意工夫して行動します。
 - ③環境に配慮した公共工事・事業を行います。
 - ④職員の教育・訓練の実施を通じて環境に対する意識向上に努めます。
- (2) 「21' いいだ環境プラン第3次改訂版」(2012～2016年度)に基づき、人の営みと自然・環境が調和したまちづくりを進めます。
 - ①山・里・街のそれぞれの暮らしの場において、緑豊かな自然環境づくりを進めます。
 - ②環境負荷低減に向け、廃棄物の減量と適正処理を進めます。
 - ③市民生活における様々な環境汚染の防止に努めます。
 - ④「地育力によるこころ豊かな人づくり」の一環として、自然とのふれあいや環境教育を推進します。
 - ⑤日常的な環境改善活動が盛んになるよう、地域ぐるみの取組みを進めます。
- (3) 危機的な状況を迎えた地球環境問題を直視し、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
 - ①安心・安全で快適に暮らせる低炭素社会づくりに向けて、「第2次飯田市環境モデル都市行動計画」に基づいた取組みを進めます。
 - ②公共交通の利用促進を図り、エコで賑わいのあるまちづくりにつなげます。
 - ③「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」による地域環境権に基づき、住民の再生可能エネルギー事業を支援し、持続可能で住みよい地域づくりを進めます。

『環境モデル都市』……国全体を低炭素社会に転換していくために、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジするモデル都市として政府から選定された自治体(2009年1月23日認定)。2014年に第2次飯田市環境モデル都市行動計画(2014～2018年)を策定し、

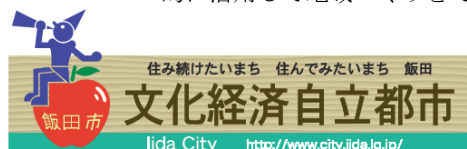
市全体で 2050 年までに 2005 年対比で温室効果ガス排出量 70%削減を目指す。

『環境文化都市』……今後、更に 20～30 年という超長期を見通して実現する「美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動によって築く、人も自然も輝く個性ある飯田市」（2007 年 3 月 23 日宣言）

あした
『明日の環境首都』……2010 年度に行われた「日本の環境首都コンテスト」において、当市は総合 2 位となったが『日本の環境首都』に匹敵するという高評価を得て、当市に贈られた賞の名称。環境首都コンテスト全国ネットワーク(NPO/NGO)が、応募自治体の環境政策を総合評価し順位付けした。

『文化経済自立都市』…環境文化都市の前提条件として第 5 次基本構想基本計画で目指す「高い付加価値のある経済活動が営まれ、個性的で魅力ある地域文化が受け継がれている都市」

『地域環境権』……自然資源を市民の共有財産として捉え、市民はそこから得られる再生可能エネルギーを優先的に活用して地域づくりをできる権利。



2014 年 4 月 1 日

飯田市長 牧野光朗

○学校・保育園における環境マネジメントシステム

すべての公立の小中学校、保育園、幼稚園において、ISO14001 の要求事項に基づいた独自の環境マネジメントシステムである「学校のいいむす 21」、「保育園のいいむす 21」を運用し、各園、各校において様々な環境学習や環境活動に取り組んでいます。

○環境調整会議の開催

飯田市が行う公共事業の実施にあたっては、環境調整会議を行うことにより、環境に配慮した事業実施を行っています。

平成 25 年度は次の 2 件について協議しました。

- ①下久堅公民館耐震化整備事業について…地域づくり・庶務課
- ②竜峡共同調理場改築事業について…学校教育課